

令和3年度 第3回 栃木県公共事業評価委員会(再評価)案件一覧表

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価実施理由		特に重点的な審議を要する案件					備考	
					オの理由		(a)	(b)	(c)	(d)	個別審議とする理由		
街路	1	小山栃木都市計画道路3・3・3号 小山栃木都賀線 栃木市大宮町	H26	H25	オ	都市計画法に基づく事業認可期間の延伸	個別		○			前回評価時から推定便益(交通量)が+10%を超えるため。(平成25年11,400台⇒令和3年13,000台)	推定便益(×1.14)
街路	1	宇都宮都市計画道路3・2・101号 大通り外1路線 宇都宮市駒生・桜・駒生町Ⅰ・駒生町Ⅱ	H20	H28	エ		一括						推定便益(×0.92) 推定事業費(×0.90)
街路	2	小山栃木都市計画道路3・4・201号 沼和田川原田線 栃木市片柳町	H15	H29	オ	都市計画法に基づく事業認可期間の延伸	一括						推定便益(×1.00) 推定事業費(×1.09)
街路	3	足利佐野都市計画道路3・4・1号 前橋水戸線 足利市八柵町	H13	H28	エ		一括						推定便益(×1.09) 推定事業費(×1.00)

◆再評価理由

- ア 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
- イ 事業採択後一定期間が経過した時点で継続中の事業
- ウ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- エ 再評価実施後一定期間が経過している事業
- オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆個別審議、一括審議の選定

以下の項目にひとつでも該当する場合は、重点的な審議(個別審議)を実施する。

- (a) 事業計画に大幅な変更がある
- (b) 推定便益の変更が±10%を超える事業
- (c) 推定事業費の変更が±10%を超える事業
- (d) その他の要因